

【論 文】

## つぎはぎの所有

—社会主義体制下のモンゴルの都市部における「生の財産」と居住空間の構成—

滝 口 良

### 1. はじめに

本論は、社会主義建設期のモンゴル・ウランバートルにおける居住空間の構成を対象とし、生産手段の国有化が進められた当時において「生の財産」(*aminy ömch*)として一種の私的所有が認められていた住居(家屋および柵)をめぐる国家の管理と住民の実践の関係を明らかにすることを目的とする。その際、本論では、居住空間の内外を境界づける物質としての「柵」を意味する語であると同時に、柵に囲われた居住空間を意味する語である「ハシャー(*hashaa*)」に注目する。社会主義政権下における、ハシャーに対する行政管理、ハシャーの財産としての性格、そしてハシャーの建築に関わる住民の実践をそれぞれとりあげることで、ハシャーという居住空間の構成を明らかにしたい。

ソビエト連邦崩壊後のポスト社会主義研究において、所有は中心的なテーマでありつづけてきた。社会主義体制下における生産手段の国有化と社会主義体制崩壊後の国有財産の私有化は、ポスト社会主義研究における最大の政治経済的および社会的トピックスの一つである。ポスト社会主義国における所有を主題とした人類学研究は、自由化によって可能となった現地調査にもとづき、体制転換による所有関係の変容プロセスの特質に注目してきた。これらの研究は、自由化による私有化が、国有財産と私有財産という二つの排他的な所有体制の一方から他方への転換としてはとらえきれないことを強調している。

ポスト社会主義のルーマニア・トランシルヴァニア地域の農村における脱集団化と私有化の調査を行った Verdery (1999) は、共有財産の私有化が、私的所有権に基づく価値や実践(私有財産、所有権の権利意識、所有者としての主体など)を創造せず、集団化時代の経験や記憶が呼び覚まされることで、むしろ彼女が「あいまいな所有(*fuzzy property*)」と呼ぶ所有主体が明確ではない所有形態を生み出していると論じている。また、ポスト社会主義モンゴルのウランバートルにおける土地私有化に関する Pedersen and Højer (2008) や滝口 (2009) の研究は、土地私有化の手続き上、住民にとってオフィシャルな法権利や行政の指導が土地私有化を確実にするものたりえず、柵を建てる行為や隣人による見張りといったインフォーマルな実践が土地私有化のプロセスを実際には支えていることを明らかにしている。これらの報告に共通しているのは、体制崩壊による国有財産の私有化の過程において、私有化政策が期待する秩序に反するような新たな実践や所有の形態が生み出されるという現象である。

これらの研究は、社会主義体制崩壊による所有体制の転換が不確定な要素をはらんでいることを示している。しかしながら、所有体制の転換における不確定性がどのような要素に起因するのかについてはなお問題が残されている。例えば、Sneath (2002) は、モンゴルの遊牧社会における土地所有の主(*ezen*)のもつ権限や財産(*ömch*)の概念の分析を行い、全体社会からの「配分(*khuv'*)」という遊牧社会の所有の特性が、西洋的な所有権や私有財産とは異なっていることに、私有化の問題点があることを論じている。体制崩壊後のモンゴルにおける土地私有化は、封建時代において封建諸侯と土地神が、そして社会主義時代においては生産協同組合が担ってきた、牧地と移動の全体管理を行う主体が不在となって、「所有」が社会・政治的

全体から分離してしまうことを意味すると Sneath は主張している。しかし、Sneath の議論は、西洋的・近代的土地所有がモンゴルに存在しなかったことを強調するあまり、所有をあたかも特定の集団が共有する価値観や文化のようなものとしてみなしてしまっている。こうした歴史解釈の立場は、社会主義時代に形成された所有をめぐる諸制度や人びとの実践を過小評価するおそれがある。

これに対し、所有体制の転換プロセスにおける不確定性の要因として、社会主義体制下における所有の特殊性に注目する研究者たちがいる。彼らは、国家による生産手段の領有の対象とならない一種の私的領域の存在に注目してきた。こうした研究として、高倉（1999）の集団化によって供出された公トナカイ家畜と私的な財産としての個人トナカイをめぐる識別と所有の研究や、Verdery（1991）による物資が恒常的に不足する社会主義経済における非公式の経済活動としての私的領域の働きの研究がある。また渡邊（2010）は、社会主義体制下における公的なコルホーズと私的菜園の相補的關係が、体制移行後の私有化・民営化に与える影響に注目している。これらの研究は、社会主義体制における所有を国有という概念や制度でのみ理解することをせず、社会主義のイデオロギーからすれば国家の管理下にある公的領域の残余ともいえる私的領域における生産活動と所有が、実際には社会的にも市民の意識にとっても重要な意味をもっていたことに注目する点で共通している。

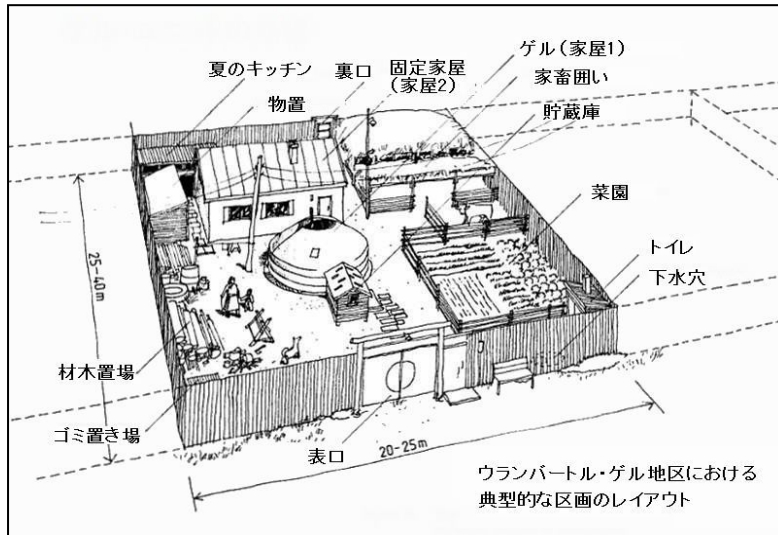
上記の研究のなかでも興味深いのは、集団化の過程において、種々の生産活動が公的なものと個人のものに区別されていく一方で、それぞれの活動による生産物の所有は、とりわけ家畜飼育のような場合においては、必ずしも実際の所有と一致していなかったことである（高倉 1999:550）。換言すれば、共有財産と個人財産は理念上では区別されるべきものであったが、両者は実際の生産活動のプロセスのなかでは交じり合っていたのである。この公的なものと私的なものをめぐる理念と実際のズレこそが、社会主義体制下の所有を特徴づける有力な要素であるといえることができるだろう。

以上の研究は、主に地方において集団化された生産活動や経済活動の研究をつうじて社会主義体制下の公的／私的な所有の成り立ちや機能を明らかにしたものである。これに対し本論では、地方の集団化ではなく、都市の住居の研究をつうじて、社会主義体制下における居住空間と所有の関係を考えたい。社会主義固有の理念と方法によって実施された都市建設における新たな居住空間の組織化のなかで、住居の所有は固有の制度、法的概念、実践によって生み出されていたのである。本論では、モンゴル研究においても十分に論じられているとはいえない社会主義建設期のウランバートルを対象としてとりあげ、社会主義体制下の都市における居住空間の構成を通じて生み出される所有のありかたを明らかにしたい。

本論の構成は以下のようなものである。つづく第 2 節では、本研究の対象となるウランバートル市のゲル地区とゲル地区住民の居住空間であるハシャーについて概説する。第 3 節では、社会主義体制におけるハシャーについて、ハシャー内の人と物に対する国家の管理という観点から明らかにする。第 4 節では、社会主義体制下においてハシャーが「生の財産」の対象として法権利上で定められていたことをとりあげる。ここでは、当時のハシャーの空間が、国有財産としての土地と「生の財産」としての柵および家屋という二重の財産制度によって構成されていたことに注目する。第 5 節では、社会主義時代にゲル地区に居住していた一人の女性からのインタビュー・データを通じて、ハシャーの空間が住居を建築するという住民自身の実践によって成り立っていたことを明らかにする。結論では、社会主義体制下におけるハシャーという居住空間の構成をまとめたうえで、社会主義体制下における所有の特徴について論じたい。

## 2. ハシャーという居住空間

ウランバートルの市街地は、四方を山に囲まれた盆地に位置し、東西に長く広がった特徴をもつ。市街地の中心地には近代的なビル群が広がっているのに対し、市街地の南側を除いてその周囲を囲むようにモンゴルの伝統的移動天幕「ゲル」や木造住宅がひしめく地帯が広がっている。第二次世界大戦の都市建設のなかで都市外周部に形成されたこの居住区は、「ゲル地区 (*ger horoolol*)」と呼ばれてきた (西垣 2009)。家屋や街路に一見して統一感がなく、雑然とした印象を与えるこの「ゲル地区」には、100 万人を超える今日のウランバートルの人口の半数以上が居住している (ゲル地区の詳細に関しては西垣 2009 ; 滝口 2009, 2011)。



【図1】ゲル地区のハシャーの一例 (UN-HABITAT 1991:49)  
(図中の日本語は筆者の翻訳による)

ゲル地区の住居は、多くの場合、柵によって囲われている【図1】。この柵はモンゴル語で「ハシャー」と呼ばれる。モンゴル語の「ハシャー」は、もともとは家畜囲いの柵を意味しているが、ウランバートルにおいては、電気、上下水道、セントラル・ヒーティング等の基本インフラに接続されたアパート (*oron suutsny baishin* あるいは *bair*) と区別される居住形態を表している<sup>1</sup>。ゲル地区の居住空間を囲う柵は多くの場合木製であるが、なかにはポリタンクや油の一斗缶、空き瓶などを利用した柵もある。また近年では、比較的富裕な家庭が鉄やコンクリート製の柵を建てている例も見られる。ハシャーの扉も同様に、木製のものから鉄片を溶接して作ったもの、時にはアパート用のドアを設置するなど、多様なパターンが観察される。柵の内部の設備は各ハシャーによって多様であるが、家屋 (ゲルないし固定家屋)、落下式便所、材木置き場、下水穴、配電設備、石炭倉庫などによって構成されている。また、家庭によっては【図1】のように家畜の飼育や植物の栽培を柵内で行なっていることもある。基本的なインフラとしては電気が供給されているが、アパート地区と異なり上下水道やセントラル・ヒーティングは整備されていない。ゲル地区のハシャーの平均面積は 400 m<sup>2</sup>~700 m<sup>2</sup>であり、一つのハシャー内に複数の固定家屋やゲルを建てることが可能である (UN-Habitat 2010)。

さらにここでハシャーという語の特徴として述べておかなければならないのは、それが「柵」そのものを意味するとともに、柵に囲われた「区画」あるいは一つの居住空間の単位という意味をあわせもつことにある。両者の混同を避けるために、本論では、「柵を建てる (*hashaa hatgah*)」、「柵で囲む (*hashaa barih*)」など、「ハシャー」の「柵という物質」の側面を指す場合には「柵」と表記する。これに対し、「ハシャーを売る (*hashaa zarah*)」、「建物つきのハシャーを買う (*baishintai hashaa avah*)」、「知り合いのハシャーに宿営する (*tanidag ailyn hashaaand buuh*)」など、「ハシャー」の「柵で囲われた居住空間」の側面を指す場合には「ハシャー」と表記する。

社会主義体制崩壊後、ハシャーは、西側の国際機関が推進する土地私有化政策によって「私有財産 (*huviin ömch*)」の対象となっていくた。私有化政策によって、ハシャーは所有権の対象となり、居住空間を構成する土地や家屋は不動産財 (*ül hödlöh höröngö*) として登録されることが目指されてきた。諸国際機関による土地私有化政策が前提としてきたのは、モンゴルにおいては、社会主義政権下以来、居住地に関する所有権が存在していないために、市民が土地という経済的資源を有効に用いることができず、不動産市場が機能していないという考えであった。そのため土地私有化政策は、社会主義体制下における土地所有に対する制限を解放することで、人々が「自分の土地」を取得し、自由な土地取引を可能にするための政策として考えられている (滝口 2009)。しかし、居住空間としてのハシャーという観点から考えた場合、社会主義体制下における土地は確かに国有財産であったが、その一方で家屋や柵は「生の財産」と呼ばれ、国有財産とは異なりある程度まで私的な利用が可能な財産として認められていたのである。

社会主義体制下のハシャーという居住空間は、「国有」という単一の所有制度にのみ基づいていたわけではなかった。社会主義体制下のハシャーを構成していたのは、ハシャーをめぐる人と物を管理する制度であり、ハシャー内の柵や家屋が「生の財産」として法的に認められていたことであり、そして住民が自分たちで資材を集めて柵や家屋を建築するという実践なのであった。以下では、社会主義体制下のハシャーという居住空間を成立させていたこれらの諸領域をそれぞれ取り上げたい。

### 3. ハシャーをめぐる人と物の管理

#### 3-1. 都市の人口管理と住宅供給

第二次大戦後、モンゴルでは、遊牧的な家畜飼育中心の社会を労働者からなる産業社会へと改革するべく、全国規模で集団化と都市化が実施されていった。集団化は農牧業における余剰人口を生み出し、各地の都市建設により都市では労働力を必要としていた。こうした状況において、戦後のモンゴルにおける人口政策の柱は、「地方と都市の双方の労働の需要に応じた移住のコントロール」にあった (Neupert and Goldstein 1994:21)。農牧業の集団化と都市建設 (ウランバートル市のアパート建設、1960年初頭のダルハン市建設、1970年代初頭のエルデネット市建設など) は、労働人口への高度なコントロールを要求し、党政府は計画を実施するために地方行政を通じて労働力のコントロールを行う必要があったのである (Neupert and Goldstein 1994:20)。

社会主義体制下のモンゴルにおける人口移動の管理については、都市建設のための労働者の動員や処女地開拓などを含めるとその手法や理念も多岐にわたるが、ここでは「市民の希望による移住」に関する管理をとりあげたい。社会主義体制下において、市民が移住を希望する

場合には、移住元の行政区と移住先の行政区それぞれの機関から許可を得なければならず、さらに労働者であれば到着先での公の仕事の要請と、現職の仕事の適用免除が必要であった (Neupert and Goldstein 1994:21)。1960 年大臣会議 35 号決定の「市民の希望に基づいて地方行政組織間を移住する規則に関する指示」では、市民の私的な理由による移住に関しては、関連する行政機関の許可を得る必要があること、さらに違反者には罰金を科すと共に元の所属地に強制的に帰すことが定められていた (BNMA Ulsyn Said Naryn Zövlöliin Huul' Tsaazny Horoony Hevlel 1961:194-197,369)。こうした移住の管理を可能にしていたのは、これに先立つ行政地区の再編 (郡県制の設置、郡単位の集団化、郡の行政組織および党組織の設置) による地域人口の把握であった。

戦後の集団化と都市建設は、都市部における人口を増加させていくが、このことは建設途上の都市における住宅供給の問題を引き起こした。都市計画上では、すべてのハシャーという居住空間はアパートへ転換されることが長期的には予定されていたが、短期的には、ハシャーは増加する都市部の市民の受け皿として重要な意味を担っていた。だが受け皿といっても、市民が自由に柵を建てることができたわけではない。地方と都市間の人口移動が管理されていたと同様、当時のハシャーとしての土地利用は行政によって厳格にコントロールされていた。各行政レベルの人民会議 (*Ardyn Dyeputatuudyn Hural*) が土地区画に対する管理・計画への権限をもち、市民は行政から許可を得た土地にのみ柵を建てて居住することができた。

それでも、近代的アパートが十分な住宅供給を行えない間、ハシャーでの居住は基本的には奨励されていた。Amarhüü らの著作『モンゴル人民共和国の土地利用の権利』によれば、1940 年代から、都市及び定住地において市民が自分の住居を建てることが推奨されていた。1942 年の「ウランバートル市および地方の定住地における一般人民による住居建築の奨励について」の決定により「住居の建築は、あらゆる一般の人々、財産、出自、ラマ教徒、俗人といった区別なく、すべての者が行使可能な権利」として認められている (Amarhüü, Sengedorj and Batbold 1989:118)。1973 年、モンゴル人民革命党中央委員会、モンゴル人民共和国大臣会議において、「住居の共同建設の発展について」の決定が出される。この決定は、「国家資本により快適な住居を建設すると同時に、都市、定住地における労働者の資本と力を動員して住居を共同で建設することを広げ、住居を共同で建設する希望者に一定の支援を与えることが必要である」と定めている (Amarhüü, Sengedorj and Batbold 1989:118)。これらの決定から、社会主義建設期のモンゴルにおける都市の住宅供給政策が、国家による住居建設 (主に近代的アパート) と、市民の共同による住宅建設に対する支援という二種類の政策から成り立っていたと考えることが可能である。

### 3-2. ハシャーの住民組織と物の管理

次に、ウランバートルにおけるハシャーの組織化とハシャー内外の空間の管理についてとりあげたい。戦後のウランバートルの都市建設は、3-1. でみた地方と都市の人口管理とアパートおよびハシャーによる住宅供給に加えて、新たな社会主義の都市の居住のあり方にふさわしい、文化的かつ健康的な生活のための知識と実践を国民に備えさせることを必要としていた。換言すれば、社会主義の都市建設は、労働力の管理や住宅政策だけではなく、社会主義にふさわしい「新しい」人間を生み出すことでもあったのである (小長谷・後藤 (編) 2011 ; Stolpe 2008)。「新しい人間」の実現のためには、社会主義建設の観点から後進的とみなされる思考や習慣は最大の障碍であり、それらの障碍の温床となっている家庭生活に対する啓蒙活動を通じ

て乗り越えられなければならないものであったのである。

ここで重要なことは、国民の家庭生活に向けた啓蒙活動が、住民組織によって居住空間内の物質的対象の検査と改善を通じて行われたことである。ウランバートルにおいては、1958年より「住宅・街路委員会 (Oron Suutsny ba Gudamjny Horoo)」という住民組織が組織された (Niisleliin Arhivyn Alba 2002)。住宅・街路委員会は、約 50 戸ごとに組織され、住民のなかから選出された一人の長とその他委員 1~3 名で構成される。住宅・街路委員会の目的は、「住民の労働を組織し、住民の住居、ハシヤーとその近隣の土地を整備し… (略) …建物や柵を修繕および塗装し、街路の住所表示や街灯を維持する」ことであり、「街路とハシヤーの衛生状態と住宅の利用に対する監査を常時実施し、衛生に関する宣伝活動を組織し、火災予防の周知を実施する」(Niisleliin Arhivyn Alba 2002:13) ことなどである。以下では、住宅・街路委員会が行うハシヤーに向けた啓蒙活動の実態を明らかにするため、啓蒙雑誌『教化員』に模範的な住宅・街路委員会として紹介された、ウランバートル市ホルショーロール区の第 1 住宅・街路委員会の長であったゾンドイという人物の啓蒙活動をとりあげたい (Uhuulagch 誌 1962)。

ゾンドイの住宅・街路委員会では、月に一度住民の集まりが組織され、これを「労働者啓蒙会」と呼んでいた。1963 年にゾンドイの委員会では合計 13 回の労働者啓蒙会が開かれ、以下のようなテーマがとりあげられた。「モンゴル人民革命党第 14 回大会の決定を実現するために委員会の労働者の果たす義務」、「文化攻撃の基本方針を一人ひとりが実現しよう」、「子供たちを共産主義教育によって育てる父母の役割とは」、「首都の発展のために一人ひとりが参加しよう」、「あらゆる感染症を予防する手段」などのテーマである (Uhuulagch 誌 1962:41-42)。これらの労働者啓蒙会でとりあげられたテーマから、ゲル地区における啓蒙活動の内容が、中央の決定や都市建設などの国家の政策を住民に伝達し、普及させるものから、衛生や家庭教育などの家庭・個人の事柄まで及ぶ広い領域を扱うものであったことがうかがえる。

ゾンドイの開催する労働者啓蒙会では、なんらかの専門や経験をもつ住民や、衛生・健康的な生活の上で模範的な住民を呼び、彼らの知識と経験を住民に広げ、生活を向上させるためのさまざまな計画を検討していた (Uhuulagch 誌 1962:42)。その結果、ゾンドイの委員会では、以下のような成果が得られたという。

「通り、ハシヤー、家屋を清潔で美しく保っているノヴァーン氏、ドルジ氏、ダシゼヴェグ氏らの活動を労働者啓蒙会に招聘し、その経験をホロー全体に広げる月間活動を組織した。その結果、96 の柵を修繕し、359 のゲルに白い布をかけ、170 の家庭に花が飾られ、すべての家庭にラジオ、電灯が備えられるようになった」(Uhuulagch 誌 1962:42-43)

ゾンドイの教化活動の内容は、柵の修繕や自宅での花の鑑賞、ラジオや新聞購読など、家庭生活にまで及んでいた。物質文化の改善を通じた当時の啓蒙活動が、ハシヤーが面する街路のみならず、柵の内側の家庭生活内にまで及んでいたことは重要である。また、社会主義体制下の都市においては、住宅政策の中心は近代のアパート化であったが、労働者の住宅供給の不足を補うために、伝統的な住居のゲルもまた積極的な近代化の対象となっていた。第二次大戦後の時期には、伝統的なゲルの改善が教化活動の対象となり、ゲルをフェルトのままにせず白い布をかけることや、ゲルの木製の格子状の側壁をむき出しにせず布をかけることが指導されていた。

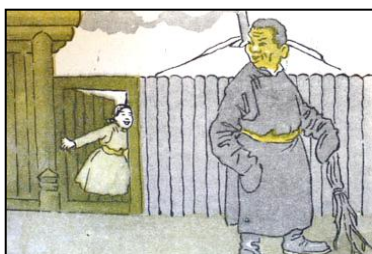
また、こうした居住空間内の物質文化の改善は、居住空間内における衛生や文化的生活の維持・管理と結びついていた。【図2】は当時行われていた衛生検査 (*arium tseverin shalgalt*) をめぐる市民の実態を戯画的に描いた風刺作品である。



女性：「あらあなた、いつの間にそんなに働き者になったんだい！

子供にクリスマスツリーも飾ってあげたことないのに。」

父：「何がクリスマスツリーだ…。衛生検査が来るというんだよ…」



娘：「お父さん、検査は中止になったって」

父：「やれやれ、よかったわい」

【図2】「安心したのは…」 (Gürsed 1960:4)

新年にツリーを飾ったこともない、家庭を顧みない父親が、なぜか柵の外を熱心に掃除している。近所の人はその姿をいぶかしがる。ところが、その理由は簡単で、衛生検査が行われるからだ。この風刺画の意図は、検査があるときにだけ柵の外を掃除する父親の怠惰な考えを、嫌悪すべきものとして批判することにある。

社会主義建設期にあたる 1950 年代以降のモンゴルでは、衛生検査は、居住空間内の日用品や家屋・柵の外観を検査するようになっていく。衛生検査の結果が優秀であった家庭には、「文化的家庭 (*soyolch örh*)」という賞状と「文化的家庭」であることを示す旗が与えられていた。当時の当局による居住空間の管理の大きな特徴は、「文化的あるいは衛生的であること」をシーツの清潔さ、歯ブラシや花の有無、下着の数、家屋およびゲルや柵の外観など、居住空間内のモノの検査を通じて可視化することにあった。こうして「新しい人間」という社会主義的なイデオロギーは、ハシャーを検査の対象とすることで、居住空間のあり方を変えていく。種々の物質的な存在 (ラジオ、花、美しい柵) が「新しい人間」の指標となり、これらの指標に基づいた検査によって個人の行動が評価の対象となっていたのである。

#### 4. 社会主義体制下の私的領域：生の財産

本節では、ハシャーという居住空間をめぐる所有制度について検討を行う。前節で見たように、社会主義体制下のモンゴルにおいては、ハシャーに居住するためには、行政が管理する国有の土地を利用する許可を得る必要があった。土地の私有が存在しない社会主義体制下において、市民と居住する土地の関係は、「利用 (*edleh*)」という法権利によって制度化されていた。土地を「利用」する権利とは、「土地が唯一国の所有物であることに基づき、土地占有者

が国から利用のために与えられた土地を使用目的に従って正しく、完全に、生産的に利用する」(Amarhiüü, Sengedorj and Batbold 1989:70) ことに関する諸規則・法権利である。国家が土地を管理し、市民に利用させるという構造は、牧地や農業用地のみではなく、都市住民の家庭の生活用地にも妥当していた。国家が市民に土地利用の料金を課すことはないが、土地利用者は生産に関わる目的に従って土地を利用しなければならなかったのである。

しかし、土地が国有であることが定められていたにもかかわらず、奇妙なことに当時の人々は自分の家屋や柵を売り買いすることができた。毎週日曜日に開かれる市場では、「家屋・柵など売ります (*hashaa zarna*) \*\*\*\*\* (名前)」という張り紙が掲示板にしばしば貼られていたという。

土地が国有であるにもかかわらず、家屋や柵が売買可能であったことは、社会主義体制下のモンゴルにおいては土地といわゆる「上物」のそれぞれの所有制度が異なっていたことよっている。当時、土地は国有で売買可能ではないが、家屋と柵は、国有財産とは区別される「生の財産」として市民が所有し、譲渡する権利が認められていた。土地と上物(家屋と柵)が法的に異なる財産形態であることによって、譲渡可能な家屋の取引に基づき、国有の土地の利用権を移譲することが可能となっていた<sup>2</sup>。

ここで、社会主義体制下のモンゴルにおける所有制度について明らかにしておきたい。まず社会主義体制における所有制度の中心である国家所有とは、国家によって個人の労働の管理、生産物の領有、計画に則った再配分が実行されることである。換言すれば、これは個人の労働の成果・生産物が国家の管理する社会全体のサイクルに領有されるということにほかならない。このような所有制度にもとづき、社会主義体制下のモンゴルでは、「財産」は「社会の財産 (*niigmiin ömch*)」と「生の財産」という二種類の財産に大別されていた。「社会の財産」は、「社会主義的財産 (*sotsialist ömch*)」、「共同の財産 (*niitiim ömch*)」などとも表現され、国家、協同経営体、公衆組織といった主体が有する財産がこれにあたる。「社会の財産」の対象としては、土地、森林、河川、鉱山などの自然資源、工場、発電所、鉄道、車輛、船舶・航空機、舗装道路、通信機関、銀行、国家農牧業経営などの生産手段が挙げられる (Zegvee 1967:19)。

これに対し、「生の財産」とは、こうした社会化のサイクルに入らない生産活動によって生ずる財産を指していた<sup>3</sup>。1960年の憲法において、「生の財産」は次のように定義されている。「市民が労働によって得た収入、貯金、家屋、生活を補助する生産、生活必需品、家庭用品を私的に所有する権利、さらに生の財産を相続する権利を法律で認める。生の財産の権利は国家社会の権益を損なう形で行使することはできない」(Amarsanaa and Batsaihan 2004:249-250)。法哲学者Lündendorjは、この「生の財産」の特徴を、①この概念が国有・共同所有の「社会主義財産」の実現過程で生じたものであること、②「生の財産」は生産手段を含めない、使用道具のみを対象とすること、③「私有財産」と「生の財産」との違いは、前者が不労所得を生むのに対し、後者が生まないこと、の3点であると述べている (Lündendorj 2004:61)。「生の財産」となる具体的な対象としては、集団化された遊牧家庭に一定頭数の所有が認められた家畜や、個人菜園で栽培される野菜などがあり、これらの家庭内で副業として営まれる生産行為が生みだす財産が「生の財産」に相当した。

要約すれば、社会主義モンゴルにおける「生の財産」は、国家によって管理された社会の生産サイクルの周縁部において、一定程度の自由な利用が市民に認められた財産だったということができる。ここで重要であるのは、「社会の財産」と「生の財産」は、明確に異なる二つの財産として、両者の混同が禁止されていたことである。「生の財産」の転売や不当な金額で



の貸借によって不労所得を生むことは禁じられており、また「他人の労働を搾取し、正しい労働によらない収入あるいは社会主義組織の財産を違法に利用するなどの手段で生の財産の権利が生ずること」も禁じられていた (Zundui and Chinbat (eds) 1988:174)。しかしながら、労働・生産の領有と再配分によって維持される「社会の財産」のサイクルと、家庭内領域における副業的な労働が生み出す「生の財産」のサイクルの峻別は、市民のあいだで必ずしも厳格に遵守されるものではなかったと考えられる。次節では、1970年代のウランバートルのゲル地区の柵と家屋の建築に関する証言から、「生の財産」と「社会の財産」の境界をめぐる実践としての居住空間の形成についてとりあげる。

## 5. 柵と家屋の建築と生の財産をめぐる器用仕事

前節で述べたように、社会主義モンゴルにおいては、家屋と土地を囲う柵は譲渡可能な「生の財産」となる対象であった。しかしながら、家屋や柵がある土地そのものは、決して私有の対象にならない「社会の財産」である。当時の市民生活にとって、ゲル地区の住居は、「社会の財産（土地）」と「生の財産（家屋・柵）」という異なる財産形態で構成されていたことになる。以下では、1960年代初頭に地方からウランバートルに移住してきた一家族が柵と家屋を自分たちで建て、固定家屋のあるハシャーに暮らすようになった事例をとりあげる。この事例から「社会の財産」から「生の財産」が切り出される実践の一端を明らかにしたい。

事例) ナラー一家のハシャー暮らし

ナラーは1959年に中央県で一家の長女として生まれた。当時ナラーの父は運転手として働き、母は保育士として保育園で働いていた。一家はナラーが生まれるとすぐにウランバートルに移住する。ウランバートル市に移住したのち、ナラーの家族は父親の職場が提供する平屋の共同社宅 (*niitiin baishin*) に暮らすようになった。

ウランバートルに移住してから10年後、一家のもとに行政から希望者に居住用の土地を与える旨の通知が届いた。ナラーを含めた5人の子供を抱える一家には当時暮らしていた二部屋の共同社宅は手狭になっていたし、ハシャーならば月々の家賃も不要なので、ナラーの父は土地を希望することにした。

行政から指定された土地には家屋も柵もなかった。一家は父親の職場から伝統的移動式家屋「ゲル」を借り受け、その土地で暮らし始めた。それからナラーの父は、自分の土地を囲う柵と家屋を建てるために、必要な建材を集め始めた。しかし、柵と家屋の建築には極めて長い時間がかかった。なぜならば当時、家屋の建材はすべて「社会の財産」であり、簡単に入手できるようなものではなかったからだ。ナラーは当時の様子を以下のように振り返る。

「建物を建てるということは当時とても剣呑だった。なぜかという、特に理由もなく大きな家屋を建てる時、『お前どこからこれをもって来た？ 木板をどこから盗んできた？』と言われるからだ。建材なんかどこにも売られていなかったんだよ。すべて社会の財産 (*niigmiin ömch*) だった... (略) ... [当時は] いま家を建てるように、今日建て始めて翌日建て終わるなんてことは決してなかった。何年もかけて木材を集め、加工して、やっと夏用の木造家屋が建つんだ。けれども建ったところで塗り壁材があるわけではない。セメントをどこからか持ってこようとしても社会の財産だなんだと無理に決まっている。だから近くにある峡谷 (*jalga*) へ行って黄土を掘り、それに *ders* (イネ

科のハネガヤソウ)を混ぜて、壁土として使っていたんだよ」

ナラーの父は運転手の仕事をしていたため、仕事を利用しながら少しずつ建材を集め、休みの日には集めた建材を加工していった。木材、ガラス、釘、壁紙、ペンキ、防水シート、鉄、そして壁を塗る材料など、柵と家屋の建築に必要な資材はほとんどすべて「社会の財産」であり、既成品として売っているものはほとんどなかった。ナラーの父は、知り合いから融通してもらったり、職場で余ったものを持ち帰ったり、工場や店で時々売りに出される廃材を購入し、道端に落ちている廃材を拾ったりしながら、少しずつ建材を集め、およそ4年かけて一家の柵と家屋を建てたという。

家を建ててから4年後、ナラーの父は、知り合いのハシャーと家屋を1,000トゥグリクで購入し、転居することになった(当時、大学卒初任給は650~700トゥグリク)。転居にあたり、それまでのハシャーは父の弟に譲った。新たなハシャーの家屋は小さなものだったので、ナラーの父はこれを倒し、新たに家屋を建てることにした。再び建材集めが始まったが、このときにはナラーの兄弟たちが建設関係の仕事についていたために、建材を集めることは比較的容易になったという。新たに建てられた家屋で、ナラーは二人の子供を産んだ。体制移行後もナラーの家族はこのハシャーで暮らし続け、1997年に父母が相次いで亡くなった。土地私有化の直前、ナラーはこのハシャーを売り、別のハシャーに転居した。

ナラーの語る1970年代のウランバートルにおける柵と家屋の建築からは、当時の物資不足と非正規な物資入手が常態化していたことがうかがえる。3-1.で国家は市民の共同による住居建設を奨励していたと述べたが、家族単独で住居を建てたナラーの事例では、行政から土地の許可を得ること以外は、ほとんど独力でハシャーを建築している。むしろナラーの語りは、柵と家屋の建築が行政や近隣住民による物資に対する監視にさらされた危険な行為でありえたことを示している。

物資不足のなかで長い時間をかけて建てられたナラー一家のハシャーからは、社会主義モンゴルにおける「社会の財産」と「生の財産」との間の固有の関係を見出すことができる。前節で見たように、社会主義体制において「社会の財産」と「生の財産」は、異なるスケールの生産サイクル(社会/家庭)のそれぞれに対応する財産形態であり、両者が混合されること、とりわけ「社会の財産」が「生の財産」に流用されることは法的には禁じられていた。しかしながら、ナラー一家の柵と家屋の建築は、当時の「生の財産」が「社会の財産」と不可分の関係にあったことを示している。なぜならば、ナラー一家にとって、「生の財産」としての柵と家屋を建てるには、必要なほとんどすべての建材を「社会の財産」のサイクルから入手してくる必要があったからだ。柵と家屋の建築には、「社会の財産」の法に抵触しない手段(廃材利用や人間関係を通じた物資の融通など)で建材を集め、この建材をうまく用いて家屋を建てるという実践が必要であった。

木材、壁土、壁紙、ガラス、ゴム製の防水シート、釘、ペンキ、鉄など、家屋の建築に必要な素材はすべて、店で自由に購入できるようなものではなかった。たとえば木材は、木製品工場で時折売りに出される廃材や、鉄道会社から融通してもらったことのできた枕木、商店で販売される輸入品の菓子類が梱包されている木箱、そして地方にいる知り合いの森林警察から伐採許可証を裏口でもらうなどして入手していた。ナラーの父は輸送トラックの運転手として働いていたので、工場や地方に伝手が比較的多くあった。木材や壁紙に比べて、防水シートやペ

ンキ、ガラスや鉄は当時いっそう入手が困難であったが、ナラーの両親はどこからかこれらを工面してきたという。ナラーは以下のように言った。

「資材はとても稀少なので、これを見つけるのは難しいことだ。抜け目の無い (*siüiheetei*)、機転の利く (*avhaaljtai*) 人間が資材を見つけることができる。けれども、生きている人間が手段を見つけられないなんてことはない。なんとかして生活していくものだよ」

ナラー一家の家屋作りに見られる、資材集めのための「抜け目のなさ」や、異なる用途の物を加工して建築資材に変える「機転」は、社会主義時代の「生の財産」をめぐる「器用仕事 (ブリコラージュ)」としてまとめることができるだろう。設計図に従い必要な材料を集めて製作するエンジニア的な仕事とは異なり、器用仕事は、モノ (材料) がもつ「具体的で同時に潜在的な幾つもの関係」に問いかけ、仕事の目的に応じてそのモノを何にどのように用いるのかを決定する (レヴィ=ストロース 1976:23)。ナラーの語りから明らかになる社会主義時代の家屋建築の器用仕事の特徴は、「生の財産」を構成する資材となるモノが、社会主義体制固有の「事前拘束」 (レヴィ=ストロース 1976:24) を受けていることである。「生の財産」としての柵と家屋は、「社会の財産」を構成する国家による生産物の領有と再配分のサイクルからこぼれたモノや、あるいはそこから抜きだされたモノによって組み上げられていた。換言すれば、居住空間としてのハシャーは、「社会の財産」を生み出すサイクルのなかから必要な建材を得る機会を目ざとく見つけ、これを使えるものに加工する器用仕事によって、生み出されていたのである。

## 6. 結論

本論では、ハシャーというゲル地区における居住空間の構成を明らかにするため、社会主義体制下の人口移動の管理および家庭内の物質文化の管理、社会と家庭内の生産サイクルの差異に基づく所有形態の区別、そして市民による住宅建築の実践というハシャーをめぐる三つの領域をそれぞれ取り上げてきた。これらから明らかになるのは、居住空間としてのハシャーが、国有という所有制度によって説明できるものでもなければ、中央の計画と監査によって一元的かつ透明な形で管理されていたわけでもないということである。ハシャーという居住空間は、行政の管理や検査の対象となり、家庭内部の物質文化に至るまで公的なものの視線にさらされていたが、他方でこの空間は社会の財産という公的なものを私的に流用することによって組み立てられていた。ここから、社会主義体制下のハシャーが、公的なものと私的なものの両方の要素を含む両義的な場所という特徴をもっていたことがわかる。

このように両義的なハシャーという居住空間をめぐる社会主義に固有の「所有」の特徴とはどのようなものであろうか。ハシャーを構成する家屋と柵という「生の財産」は、ハシャーの両義性ゆえに、社会の領域と家庭内の領域のどちらかだけを分析しては理解困難なものである。むしろ、両者の境界をめぐる制度、両者の領域を媒介する物質、そして両者の境界をめぐる行われる、時に公に認められる規則から逸脱した実践など、これらの本論でみてきた異なる要素がハシャーという空間と「生の財産」を生みだし、維持していると考えられる必要があるだろう。このような観点から考えた場合、「生の財産」としての柵と家屋は、「社会の財産」との以下のような二重の関係によって規定されていると考えられる。

「社会の財産」と「生の財産」の第一の関係は、法制度上で定義されており、その境界を

侵犯することは禁じられていた。「生の財産」の有効範囲は、あくまで家庭生活内の生産のサイクルに限定されており、したがって「生の財産」とこれに派生する用益を利益目的で売買・貸借することは制限されていた。こうして、国家が管理する生産の領有と再配分のサイクルが描く社会の領域と、家庭の使用に限定された生産のサイクルが描く私的な領域との分離が、第一の関係を特徴づけている。本論で見てきた、ハシヤーの土地が国有で上物が「生の財産」の対象であること、市民共同でのハシヤー建設の奨励、そして住宅・街路委員会による柵と家屋の衛生管理などは、この「社会の領域」と「私的な領域」の分離と前者の優越という原理を侵害しない形で実施されている。

しかしその一方で、物資の不足という現実の中で、「社会の財産」と「生の財産」は以上のような明確に分離された二つの領域であることをやめていく。これがナラー一家のハシヤーにみられる「社会の財産」と「生の財産」の第二の関係である。ナラー一家の事例では、「生の財産」としての柵と家屋は、廃棄物の取得、個人間のやりとり、縁故に基づく材料の融通などによって「社会の財産」の領域から集められた資材をもとに組み上げられている。建材の収集と利用を貫く「器用仕事」は、ちょうどパッチワークのように、社会の財産の断片をつぎはぎしてハシヤーを作り出すのである。この時、「社会の財産」と「生の財産」の関係は、資材をめぐる「器用仕事」や物資調達のための縁故関係などを通じて不分離な関係にある。

以上のようなハシヤーをめぐる「社会の財産」と「生の財産」の二重の関係は、社会主義体制下のウランバートルにおける居住空間と所有の顕著な特徴を示している。第二次大戦後のウランバートルの都市建設期における制度的・物質的環境は、ハシヤーという居住空間を必要としていた。新たに建設されるアパートと同様に、ハシヤーは、法制度や住民組織によって社会主義にふさわしい居住空間として管理されるべき対象であった。しかしその一方で、社会主義建設期の物資の不足は、ハシヤーの建築にあたってあらゆる機会をとらえて「社会の財産」を手に入れ、自分の用途に適った形へと加工して貼り合わせる「つぎはぎの所有」を人びとが実践する余地を生みだしていた。それは、公に認められる行為ではなかったが、住宅供給の遅れと物資の不足する状況下では、厳しく取り締まることも困難であっただろう。加えて、社会主義時代のウランバートルの都市計画によれば、ハシヤーという居住空間もそれを支える「つぎはぎの所有」も、アパート化が完成するまでの一時的な存在のはずだったのである。もしかりに社会主義体制が存続し、計画通りにアパート化が進行していったとしたら、ハシヤーという居住空間がどうなっていたかはわからない。しかし、アパート化計画は完成することなく社会主義体制は崩壊してしまった。こうして、ハシヤーは現在に至るまでウランバートルの周囲に存続しており、ありあわせのもので作られた柵や家屋が今日でも「つぎはぎの所有」の痕跡をとどめている。

## 謝辞

本研究は、平成 24 年度りそなアジア・オセアニア財団調査研究助成（研究課題名「社会主義政権下のモンゴルにおける『文化攻撃』政策：家庭生活と隣人関係に対する指導と監査を中心に」）による助成を受けて行われた。

## 注

<sup>1</sup> *oron suutny baishin* という表現は 2010 年モンゴル国勢調査の分類による（National Statistical office of Mongolia 2012:138-139）。*bair* はアパートを指すより一般的な呼称ということができる。

<sup>2</sup> モンゴル人民共和国 1963 年市民法 94 条 (Sühbaatar and Oyundelger (eds) 2002:327)。住居の売買に伴って土地が移譲されるという事例は、モンゴルに限った事例ではなく、他の社会主義圏においても見られた現象である。山村は、ロシアのコルホーズにおける住居と土地の売買の事例を紹介している。「コルホーズには、外部から大卒のスペシャリストなどが移住してきたために、住居とそれに付属する土地の需要が常にあり、個人間の売買もしばしば行われた。そうした際の『住宅付属地の利用権の売買』(法律的にはそれは売買ではなく、住居の売買に伴う土地の再分与であった)は、必ずコルホーズの承認を受ける必要があった」(山村 1997:253-254)。

<sup>3</sup> 「生の財産」という訳語について。社会主義モンゴルにおける「生の財産」は、社会的財産とは区別された家庭内の副業的労働が生み出す財産であり、その意味では「個人財産」と訳するのがより適切であるかもしれない。しかし、以下の二点の理由から本論では「個人財産」という慣例的な訳出を避けた。第一に、「生の財産」の主体は、「個人」そのものというよりは「家庭」であり、「生の財産」の存在を生み出すものは「家庭」内の生産活動にある。第二に、「生の財産」を「個人財産」と訳してしまうと、これをあたかも国家と協同組合の財産に対する劣位の概念であるかのようにみなしてしまう。そこで本論では、モンゴル語の“*am*”という言葉の語義に基づき、「生の財産」という訳語を採用した。Tseverの『モンゴル語簡明辞典』(Tsever 1966)によれば“*am*”は「人・動物の肉体の誕生、成長、変化、死などの特性を示す生命のある存在の実体・本質」を指し、意味としては「①生命、②呼吸、③利己心」を指すと定義づけられている。本論では“*am*”という語が持つ「生命」という語義と、かつ社会の生産サイクルに供出されずに、家庭内の生活において生産され、そこで消費される財産という意味合いを強調するために「生の財産」と訳出している。

## 参考文献

- Amarhüü, O., Sengedorj, T and Batbold, N.  
1989 *BNMAU-yn Gazar Edelberiin Erh Züü*. Ulsyn Hevleliin Gazar.
- Amarsanaa, J. and Batsaihan, O.  
2004 *Mongol Ulsyn Ünsen Huul'*. Ulaanbaatar.
- BNMA Ulsyn Said Naryn Zövlöliin Huul' Tsaazny Horoony Hevlel  
1961 *BNMAY-yn Zasag Zahirgaany Erhteï Holbogdoh Huul'chilsan Aktuudyn Sistyemchilsen Emhtgel No.1*. Ulsyn Hevleliin Hereg Erhleh Horoo.
- Gürsed, A.  
1960 *Taivshirsan n'. Hümüüjil Jigshil 8*
- 小長谷有紀・後藤正憲 (編)  
2011 『社会主義的近代化の経験:幸せの実現と疎外』 明石書店。  
レヴィエストロース、クロード  
1976 『野生の思考』 大橋保夫訳、みすず書房。
- Lündendorj, N.  
2004 *Mongolchuudyn Ömchlöh Erhiin Üzel Setgelgeenii Ulamjlal, Shinechlel Shihihutug 1: 57-62*.
- National Statistical Office of Mongolia  
2012 *Hiin Am, Oron Suutsny 2010 Ony Ulsyn Toollogyn Negdsen Dün: Ulaanbaatar Hot. BCI Hevleliin Kompani*.
- Neupert, R. and Goldstein S.  
1994 *Urbanization and Population Redistribution in Mongolia*. East-West Centre.
- Niisleliin Arhivyn Gazar  
2002 *Ulaanbaatar Hotyn Oron Suuts Ba Gudamjny Horoodyn Dürem. Horoodyn Bürtgel 11-17*.
- 西垣有  
2009 「ポスト社会主義のストリート:モンゴル・ウランバートル市における都市空間の再編」 関根康正編『ストリートの人類学』下巻 (国立民族学博物館調査報告) 81: 405-429。
- Pedersen, M.A. and Højer, L.  
2008 *Lost in Transition: Fuzzy Property and Leaky Selves in Ulaanbaatar. Ethnos 73(1): 73-96*.
- Sneath, D.  
2002 *Mongolia in the “Age of the Market”: Pastral Land-use and the Development Discourse. In Market &*

- Moralities: Ethnographies of Postsocialism*. Mandel, Ruth Ellen and Humphrey, Caroline (eds.), pp.191–210. Berg.
- Stolpe, I.  
2008 Display And Performance in Mongolian Cultural Campaigns. In *Conflict and Social Order in Tibet and Inner Asia*:. Pirie, Fernanda and Huber, Toni(eds.), pp59-84. Brill.
- Sühbaatar, Z. and Oyundelger, Z. (eds.)  
2002 *Mongol Ulsyn Irgenii Huuliud /1926, 1952 1963, 1994, 2002/, Nemelt, Öөрчлөлтүүд II Бор'*. Ulaanbaatar.
- 高倉浩樹  
1999 「レーニントナカイと個人トナカイの間で：東シベリア・ベルホヤンスク地域における家畜トナカイの分類・識別・所有をめぐる考察」 『国立民族学博物館研究報告別冊』 20: 541-585。
- 滝口良  
2009 「土地所有者になるために：モンゴル・ウランバートル市における土地私有化政策をめぐる」 『北方人文研究』 2: 43-61。  
2011 「市民参加を学ぶ：モンゴル・ウランバートル市ゲル地区の街路改善プロジェクトから」 『北海道民族学』 7: 1-16。
- Tsever, Ya  
1966 *Mongol Helnii Tovch Tailbar Tol'*. Ulsyn Hevleliin Hereg Erhlel Horoo.
- UN-HABITAT  
1991 *Human Settlement Sector Review: Mongolia*. UN-HABITAT.  
2010 *Land Planning and Management Review(Output 1.5)*. UN-HABITAT.
- Uhuulagch 誌  
1962 Uhuulagch Zundui Ajlaa Ingej Zohiodog. *Uhuulagch* 5: 41-48.
- Verdery, K.  
1991 Theorizing Socialism: A Prologue to the “Transition”. *American Ethnologist* 18(3): 419-439.  
1999 Fuzzy Property: Rights, Power, and Identity in Transylvania's Decollectivization. In *Uncertain Transition: Ethnographies of Change in the Postsocialist World*. Burawoy, Michael and Verdery, Katherine (eds.), pp. 53-81. Rowman&Littlefield Publishers.
- 渡邊日日  
2010 『社会の探究としての民族誌：ポスト・ソヴィエト社会主義期南シベリア、セレンガ・ブリヤート人に於ける集団範疇と民族的知識の記述と解析、準拠概念に向けての試論』 三元社。
- 山村理人  
1997 『ロシアの土地改革:1989-1996年』 多賀出版。
- Zegvee, L.  
1967 *Bügd Nairamdah Mongol Ard Uls Dah' Sotsialist Ömchiin Erh*. Ulsyn Hevleliin Hereg Erhlel Horoo.
- Zundui, D. and Chinbat, N.(eds.)  
1988 *BNMAU-yn Irgenii Erh Züü*. Ardyn Bolovsrolyn Yamny Surah Bichig, Setgüüliin Negdsen Ryedaktsyn Gazar.

(たきぐち・りょう／北星学園大学非常勤講師)